

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------------|
| 3 | 地方税徴収及び督促、滞納処分に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

当市は、収滞納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鎌ヶ谷市長

公表日

令和3年11月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 固定資産・都市計画税、軽自動車税、個人住民税の徴収及び督促と滞納処分の事務 |
| ②事務の概要 | <p>【概要】 ・地方税法に基づき固定資産・都市計画税、軽自動車税の普通徴収の事務、個人の市町村民税の給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収などの徴収業務を実施している。 ・督促 ・滞納処分</p> <p>【内容】 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、コンビニ、口座振替、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。 ⑤滞納者に対しては徴収計画をたて催告を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧上記の滞納に係る事務を行なながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。</p> |
| ③システムの名称 | 収納管理システム、滞納管理システム、共通宛名システム、バックアップシステム、固定資産・都市計画税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、口座管理システム、データ連携システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 収納情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二(第27項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務企画部収税課 |
| ②所属長の役職名 | 収税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 総務省 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 鎌ヶ谷市総務企画部総務課行政室 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 047-445-1141 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 鎌ヶ谷市総務企画部収税課 千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6番1号 047-445-1141 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年11月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年11月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------|
| 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|--------------|--|---|
| [基礎項目評価書及び重点項目評価書] | | | <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p> |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> | |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> | |

変更箇所